

締約国に関する情報 CU	キューバ 一般情報	附属書 B1 CU
国内官庁の名称	Cuban Industrial Property Office (キューバ工業所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Calle Picota No. 15 entre Luz y Acosta, La Habana Vieja, La Habana 10100, Cuba	
電話番号	(537) 862 43 79, 862 43 95, 866 05 57, 866 05 59	
ファクシミリ装置	(537) 866 56 10	
電子メール	ocpi@ocpi.cu	
インターネット	www.ocpi.cu	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	なし	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
キューバの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりキューバ工業所有権庁 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
キューバが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	キューバ工業所有権庁 (国内段階参照)	
キューバを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するキューバの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
キューバが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
キューバが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすように出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	